

## 県産水産物を食べて元気を取り戻そうキャンペーン事業補助金 Q&A

問1. 申請に関する注意点を教えてください。

(答)・申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は申請者の負担となります。

- ・提出された書類は返却しませんので、必要に応じて申請書類の写しを保管しておいてください。
- ・申請書と必要な添付書類がそろい、内容に不備がないことを確認した時点で、申請書の正式受領となります。
- ・申請書類の不備等がある場合は、電話等で問い合わせをさせていただくことがありますので、申請内容を説明できる申請者の方が対応してください。
- ・選定の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出や説明を求めることがあります。
- ・選定の結果、交付決定されないことや申請額から減額して交付決定することがあります。
- ・追加書類の提出期限を過ぎた場合や申請内容の確認にご回答いただけない場合等には、申請を辞退したものとみなします。

問2. 岡山県産水産物を提供するイベントとは、どのようなものか。

(答) 岡山県産水産物の料理の提供や販売など、県産水産物の消費拡大や知名度向上につながるイベントで、1日だけのイベントも対象となります。

【参考：県産カキの利用を想定したイベントイメージ】

- ・産地近郊でのカキ販売イベント（カキまつり）
- ・都市部におけるカキ料理の提供と販売イベント
- ・温泉地等で観光協会等と連携したカキ料理の提供イベント
- ・ワイナリーや酒蔵等と連携したカキ料理の提供イベント

問3. 岡山県産水産物を提供する販売とは、どのようなものか。

(答) 新たに岡山県産水産物の販売を行う取組で、飲食による提供も補助対象となります。但し、県産水産物の販売が主となる取組に限ります。

【参考：県産カキの利用を想定した販売】

- ・商業施設の屋上を利用した県産カキのBBQ ガーデン
- ・産地でのドライブスルーによるカキの販売

問4. 既存イベントや既存の直売所等での販売に係る費用は、対象となるか。

(答) 過去3ケ年の間に開催実績のあるイベントや取組実績のある販売方法については、補助対象にはなりません。ただし、感染症等の対策のため、新たにドライブスルーの設置や飲食スペースの拡大等に取り組む場合は、該当費用に限り補助対象となります。

問5. 県産水産物の提供に必要な資器材のうち、利用客の利用部分とはどういったものか。

(答) イベントでの利用客が食事等をする際に必要となるイスや机、テントなどのレンタル費用等です。箸や容器等の消耗品は補助対象とはなりません。

問 6. 県産水産物の提供に必要なとなる資器材のうち、購入可能なものはどういったものか。

(答) ドライブスルーの設置に必要なとなるテント等、長期間使用するもので、レンタル費用と比較して購入した方が安価な場合は、購入費用も補助対象となります。この場合は、補助対象期間が終了後も、購入したものを補助事業の目的に即して適切に使用、管理する必要があります。

問 7. 人件費は、補助対象となるか。

(答) イベントでの県産水産物の提供に必要なとなる販売補助員及び交通誘導員に係る費用のうち、事業実施主体及びその関係団体以外の外部からの雇用に係る費用は対象となります。

問 8. 補助事業はいつまでに完了する必要があるか。

(答) 令和 3 年 1 月末日までに、発注、納入、検収、支払等の全ての手続きが完了している必要があります。また、遅くとも令和 3 年 2 月 15 日までに実績報告書を提出する必要があります。

なお、万一、補助期間内に事業が完了しないことが想定される場合には、事前にご相談ください。

問 9. 県産水産物の販売の取組は、補助対象期間が過ぎた場合は、販売を中止する必要があるか。

(答) 補助対象期間（交付決定日から令和 3 年 1 月末日）を過ぎても、県産水産物の販売を中止する必要はありませんが、補助事業の対象となるのは、補助対象期間に支払った経費となります。

問 10. 申請書に添付する見積書は、1 者でよいか。

(答) レンタル費用等は、税込み単価 10 万円以上となる場合は、業者選定の妥当性を証明できるよう原則として 2 者以上から同一条件による見積を取ることが必要です。

ただし、性質上 2 者以上から見積を取ることが困難な場合は、該当する企業等を随意的契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書（業者選定理由書）が必要となります。

問 11. 単価 10 万円未満のものが複数あり、合計で 10 万円を超える場合の見積は 1 者でよいか。

(答) 2 者以上の見積書が必要となります。

問 12. 定款の写しの原本証明とは、どういったものか。

(答) 原本を提出することができない書類について、その写しを提出する場合、確実に原本の写しであることを申請者名義で証明していただくものです。

表紙や最終ページの余白に、「当企業の現行定款に相違ありません」と、日付、代表者職、氏名を記入し、代表者印を押してください。証明日は、申請日から 6 ヶ月以内です。

問 13. 現金払いのものは補助対象となるか。

(答) 補助対象となるのは、銀行振込による支払いのみとなります。現金払いやクレジットカードによる支払い等は対象外となります。

問 14. 実績報告で精算額が増額となった場合は、補助金は増額となるのか。

(答) 交付決定額が、補助金の上限額となります。なお、精算額が減額となった場合には、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

問 15. 補助金を概算払いしてもらえないのか。

(答) 補助事業が完了し、補助金の全体額が確定した後の精算払いとなります。

補助事業者から発注業者等へ代金を支払った後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。